

令和8年2月定例県議会付議案

議案第72号 鳥取県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課）

地方税法等の一部が改正され、個人県民税の住宅借入金等特別控除の延長、不動産取得税の免税点の引き上げ、軽油引取税の当分の間税率の廃止及び自動車税の環境性能割の廃止等が行われることに伴い、所要の改正を行う。

（概要）

①鳥取県税条例の一部改正

- ア 個人県民税の住宅借入金等特別控除について、対象年度を令和25年度まで（現行 令和20年度まで）に延長するとともに、控除対象となる入居の期限を令和12年まで（現行 令和7年まで）に延長する。
- イ 不動産取得税の免税点を、土地の取得にあつては16万円（現行 10万円）、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては1戸につき66万円（現行 23万円）、その他のものにあつては1戸につき34万円（現行 12万円）に引き上げる。
- ウ 軽油引取税の当分の間税率に関する規定を廃止する。
- エ 自動車税の環境性能割を廃止する。
- オ 公示送達は、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を課税地を所管する県税事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を課税地を所管する県税事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。
- カ 公益信託制度の改正に伴い、所要の規定の整備を行う。
- キ その他所要の規定の整備を行う。

②合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正

自動車税の環境性能割が廃止されることに伴い、所要の規定の整備を行う。

[令和8年4月1日施行 ほか]